

2019 年度  
事業計画書

2019年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

## 2019 年度(平成 31 年度) 事業計画

評価機構は、定款に基づき、中立的・科学的な第三者機関として、医療の質の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など種々の公益目的事業を実施している。

2019 年度は、新しく策定した中期事業計画(2018~2022)の2年度目であり、目標達成状況の確認を行いつつ、更なる医療の質・安全の向上を支援する事業を積極的に進める。また、将来を見据えた新しい事業の検討、IT や AI を活用した支援事業の展開、国際的な情報交換や連携など、常に社会の動きを視野に入れながら、使命感を持って事業活動を展開する。

この事業計画は、定款第 4 条の事業に沿って記載している。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 【1】 病院機能評価事業

2018 年度(平成 30 年度)より運用を開始した病院機能評価 3rdG : Ver. 2.0 の更なる充実を図るとともに、訪問審査の質向上のための評価調査者(サーベイヤー)研修を強化する。また、病院の自主的で継続した質改善活動を支援するために、改善支援セミナー、サーベイヤー派遣、相談会等の開催や支援ツールの拡充、認定取得後の質改善支援を充実させる。

#### I. 病院機能評価

##### 1. 2019 年度受審目標数

###### (1) 本審査(主たる機能)\*

未受審病院に対する受審意向調査の結果や更新対象病院の更新率、特例措置の適用による受審時期のずれなどを踏まえ、**新規 60 病院、更新 390 病院、合計 450 病院**を目標とする。

\*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

## (2) 本審査（副機能）\*

2018年度実績等を踏まえ、100病院を目標とする。

\*主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

## (3) 高度・専門機能評価\*

更新対象病院数などを踏まえ、20病院を目標とする。

\*高度・専門機能評価には、「救急医療・災害時の医療」、「リハビリテーション（回復期）」がある。認定病院または審査中の病院の、より充実した機能を評価する。

## 2. 受審病院に係る審査等への対応（評価事業審査部）

### (1) 本審査

- ・本審査 450病院（うち一般病院3は21病院）
- ・補充的な審査 113件

### (2) 再審査および確認審査

14件

### (3) 高度・専門機能評価

20件

### (4) 医療安全審査

前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第21別紙3に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ①日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ②認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

### (5) 会議の開催

- ・評価委員会 12回 評価結果と認定の判定
- ・評価部会 36回 審査結果報告書の検討  
(一次部会24回、二次部会12回)
- ・患者安全部会 4回 医療安全審査

## 3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審した病院のデータを取りまとめて病院機能評価データブックを作成する。

## II. 病院機能改善支援

病院の継続的な質改善活動を支援するために、次の施策を実行する。

## 1. 受審病院の確保対策

### (1) 新規病院確保

受審意向アンケート等の結果を活用し、受審意向に応じた個別的な支援を実施する。また、病院のデータベースを充実させるなど、新規確保に向けた活動の体制を強化する。

医療関係団体との連携を強化し、新規病院の確保に努める。

### (2) 更新辞退率の抑制

適切な時期に更新病院に関与することにより更新辞退率の抑制を図る。具体的には、更新辞退率 13% を目標に、受審後 3 年目の期中の確認前後の支援を強化する。

## 2. 病院機能評価受審に関する支援

### (1) 改善支援セミナーの開催

受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

- ・改善支援セミナー（総合） 3 回（東京、福岡、大阪）
- ・改善支援セミナー（一般病院 3） 1 回（東京）
- ・改善支援セミナー（看護） 1 回（東京）
- ・改善支援セミナー（事務） 1 回（東京）
- ・新規病院向けセミナー（仮称） 1 回（東京）

都道府県の医療関係団体、各種学会との連携を強化し、地域でのセミナーを開催する（滋賀、静岡など 6 回予定）。

### (2) 相談会の充実

相談会を各地域で開催し、個別相談の時間を増やすなどきめ細かな支援を実施する。

- ・年間 17 回（うち一般病院 3 は 2 回）
- ・開催地：東京、大阪、福岡、札幌、愛知、広島

### (3) 支援ツールの拡充

#### ア、動画コンテンツの充実

精神科病院での受審を検討している病院等に対して、病院機能評価についての理解を促進する動画を作成し、配信する。

#### イ、ホームページへの専用ページ追加

新規受審病院、および更新病院の新担当者等が必要な情報に容易にアクセスできるようホームページに専用ページを追加する。

### (4) サーベイヤ派遣

訪問審査と合わせた月の実施上限 50 病院を目処にサーベイヤ派遣の募集を再開し、年間 55 病院（うち一般病院 3 を 15 病院）の支援を実施する。

### 3. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

#### (1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラム

調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより、病院の継続した自主的な質改善活動を支援する。

- ・患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供  
(ベンチマーク期間：2回)
- ・活用支援セミナーの開催 2回
- ・病院の取り組み事例報告等の情報提供 2回
- ・年報の発行

2019年度は、参加病院数 250 を目指す(参考：2018年度の参加病院数は152)。

#### (2) 医療安全文化度調査活用支援

患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラムのシステムを医療安全文化度調査に展開し、医療安全文化度調査の結果に基づく質改善活動を支援する。

- ・医療安全文化度調査およびベンチマークシステムの提供
- ・活用支援セミナーの開催 1回

#### (3) 認定病院における質改善事例共有の仕組みの構築

病院の質改善事例をデータ化し、認定病院間で共有する仕組みを構築する。

### 4. 広報活動

#### (1) 病院に向けた広報

認定病院の改善事例紹介(Improve)を年4回(6月、9月、11月、3月)発行する。

高度・専門機能評価対象病院への広報を強化する。

#### (2) 地域の病院および患者・家族に向けた広報

2018年度に作成した「病院広報誌特別版テンプレート」を認定病院に提供し活用を促す。

また、病院が広報した事例を認定病院間で共有する仕組みを構築する。

#### (3) 患者・家族に向けた広報

一般広報誌等への広告掲載を検討する。

## Ⅲ. 評価調査者(サーベイヤー)養成

### 1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤーへの教育

- ・高度・専門機能評価(「付加機能評価」を「高度・専門機能評価」に改める)担当サーベイヤーの養成

- ・一般病院3を担当するサーベイヤ向けの研修会の実施
- 2. 継続研修の強化**
  - ・リーダー養成研修会、ブラッシュアップ研修会等の実施
  - ・サーベイヤフォーラムの開催
- 3. 新規サーベイヤの確保**
  - ・90名程度のサーベイヤを新規に養成
  - ・OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会の実施
  - ・質の高い人材を確保するためのサーベイヤ体験プログラムの試行
- 4. サーベイヤの質の管理**
  - サーベイヤ派遣(受審支援)の質を向上させるためのサーベイヤへの教育
- 5. 会議の開催**
  - ・サーベイヤ選考部会(評価事業運営委員会の部会)
  - ・サーベイヤ研修部会(評価事業運営委員会の部会)

#### IV. 病院機能評価に関する研究開発

##### 1. 病院機能評価(高度・専門機能)\*の本格運用

\*病院機能評価(付加機能)を病院機能評価(高度・専門機能)に改める。

「評価項目解説集」を発刊する。

「病院機能評価(高度・専門機能)救急医療・災害時の医療 Ver. 1.0」、「病院機能評価(高度・専門機能)リハビリテーション(回復期) Ver. 1.0」の評価方法を確立し、2019年10月からの訪問審査において、円滑に審査が実施できるように試行調査の実施、サーベイヤ養成の支援などを行う。

##### 2. 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0について

###### (1) 評価方法および評価内容の検証、見直し

評価方法については、実際の運用を踏まえて検証して、可能なものから見直しを行う。評価内容についても、実際の運用を踏まえた検証や国際医療の質学会(ISQua)のIAP(International Accreditation Programme)が求める事項などを勘案し、見直しに着手する。

###### (2) 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0の評価における基準の明確化

##### 3. 地域の医療提供施設と病院との連携を重視した新たな評価の検討

病院と密接な関わりのある施設(介護医療院、老健施設、診療所、薬局等)を一体として評価する仕組みなどを検討するために、国内の現況について調査研究を行う。

#### 4. 会議の開催

- ・ 評価項目改定部会（評価事業運営委員会の部会） 4 回
- ・ 一般病院 3 検討分科会 2 回
- ・ 高度・専門機能（救急医療・災害時の医療）改定検討分科会 2 回
- ・ 高度・専門機能（リハビリテーション（回復期））  
改定検討分科会 2 回
- ・ 地域医療検討勉強会（仮称） 7 回
- ・ \*地域の医療提供施設と病院との連携を重視した新たな評価の検討を行う
- ・ 評価基準検討会（仮称） 5 回

## 【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）  
2019 年度予算額 100,473 千円

産科医療補償制度は、2009 年(平成 21 年)1 月の制度開始から 11 年目を迎え、安定的に事業運営を行っている。

2019 年度は、引き続き安定的かつ効果的な事業運営を行うとともに、これまでの事業運営を通じて見えてきた補償対象基準の課題等について、制度関係者とも協力しながらその解決策を検討する。

また、本制度の補償対象児の看護・介護の実態に関する調査結果の公表や、産科医療の質の向上に資する所定の研究に対するデータの開示などにより、本制度を通じて得られた貴重な情報の活用を図り、わが国の医療の質の向上に貢献する。

### 1. 加入分娩機関について

全国の分娩機関の制度加入状況は表 1 のとおりである。

表 1 加入分娩機関数

(2019 年 1 月末現在)

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率 (%)
3, 230	3, 227	99.9

(分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計)

### 2. 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満 5 歳の誕生日であることから、補償申請が出来なくなる事態が生じないように、継続的に周知を行う。具体的には、産科医療補償制度ニュースの発刊、関係学会・団体の学術集会等における制度に関する講演、自治体のホームページや障がい者向け冊子への制度概要の掲載依頼等を通じ、制度関係者に対して幅広く周知を行う。

一方、制度開始から10年が経過し、補償申請期限等に係る制度の周知は一定程度図られていると考えられることから、周知方法について必要な検証を行い、効果的な周知に取り組む。

### 3. 審査・補償の実施

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (2019年1月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※1	
総計	3,498	2,617	833	40	8

※現時点では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

(参考) 審査が終了した児の生年ごとの審査件数および審査結果 (2019年1月末現在)

児の生年	審査 件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年	561	419	142
2010年	523	382	141
2011年	502	355	147
2012年	516	361	155

※2013年出生児の補償対象件数は、2019年1月末現在で348名。

また、2018年7月の運営委員会において補償対象基準の課題について審議が行われ、厚生労働省に対し産科医療補償制度の見直しに関する検討についての要望書が提出されたことから、厚生労働省等の関係者と連携しつつ、必要な対応策の検討を行う。

### 4. 原因分析の実施

#### (1) 原因分析報告書の作成

2019年1月末現在で、2,228件の報告書を作成し送付している。報告書の質および均質性を維持した上で、現行体制(7つの部会で月42件の報告書を作成する体制)のもと安定的な運営を行う。また、読み易さや業務効率の向上等の観点から、原因分析報告書の記載内容や作成プロセスについて大幅な見直しを検討する。



## (2) 原因分析報告書の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表および原因分析報告書全文版（マスキング版）の産科医療の質の向上に資する研究のための開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。

## 5. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

### (1) 再発防止に関する報告書の取りまとめ

2019年度は、9月までに公表される見込みの約2,500事例の原因分析報告書をもとに、「第10回 再発防止に関する報告書」の取りまとめを行い、2020年3月に公表する予定である。

また、「第10回 再発防止に関する報告書」の取りまとめにあたっては、2018年に実施した「再発防止に関するアンケート」を踏まえ、臨床現場におけるニーズ等を参考にテーマの選定を行う。

### (2) 「産科医療関係者に対する提言」等の効果的な発信方法の検討

2018年に実施した「再発防止に関するアンケート」から把握された「再発防止に関する報告書」の活用状況や、「産科医療関係者に対する提言」への取組み状況等を踏まえ、メッセージの浸透を図るための効果的な発信方法の検討を行う。

### (3) 産科医療の質の向上に資する研究に対する新たな情報の開示

2019年1月より、産科医療の質の向上に資する所定の研究に対して、本制度の運営を通じて蓄積された脳性麻痺児の臨床経過等に係る情報を匿名化したデータベースの開示を開始した。原因分析報告書全文版（マスキング版）の開示に加えて、この取組みにより産科医療の質の向上の促進を図る。

## 【3】 EBM 医療情報事業

### EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2019年度予算額 155,437千円

EBM普及推進事業は、診療ガイドラインを尊重した診療がわが国の医療の標準となり、患者の価値観と希望を尊重した患者中心医療の実現に努めることを目的とする。その実現のために、以下の施策を推進する。

#### 1. 事業の内容

##### (1) 診療ガイドラインの作成支援

わが国の医療環境に適した診療ガイドライン作成方法の提案等により、学会

等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。そのために、診療ガイドライン作成マニュアルの改訂を行い、改訂版マニュアルを公開する。

診療ガイドライン作成方法論のカリキュラムを再構築し、対象別のワークショップ等を運用する。これにより、診療ガイドライン作成者の資質向上を支援する。

GRADE センターとして、上記ワークショップ等により GRADE アプローチの普及をいっそう推進する。

## (2) 診療ガイドラインの評価・選定および公開

診療ガイドラインデータベースを充実させるために、わが国で作成・発行された診療ガイドラインを網羅的に検索し、所定の選定基準を用いた評価・選定を継続する。選定された診療ガイドラインの書誌情報をインターネットを通じて広く提供するとともに、著作者の許諾が得られた診療ガイドラインについては本文を公開する。

診療ガイドラインの公開前評価（ガイドライン草案の段階で質を評価）し、その結果をフィードバックすることによって診療ガイドラインの最終化に向けた質向上を支援する。

## (3) 診療ガイドラインの活用促進

診療ガイドライン作成者に対し、質指標（Quality Indicator; QI）を用いたガイドラインの有効性評価などの手法を紹介し、診療ガイドライン発行後の活用の取組みを支援する。

学会等に出向いて診療ガイドライン普及啓発活動を実施するなど、診療ガイドライン利用者に向けた広報を強化する。

診療ガイドラインデータベースの利便性向上や、診療ガイドラインの作成、評価、活用などの支援のために、引き続き、ICT（情報通信技術）の活用を検討する。

## (4) 患者・市民の支援

診療ガイドライン作成過程に患者・市民が参加する意義や方法等を伝えるワークショップを運用し、患者・市民が参加しやすい環境づくりに取り組む。並行して、診療ガイドライン作成マニュアルの、患者・市民参加に関する記述を充実させ、作成者に対する普及啓発にも取り組む。

患者・市民に向けて、診療ガイドラインの意義や活用方法などを解説した情報を提供する。

## (5) 国際活動

GIN (Guidelines International Network)、GRADE ミーティング等に参加することにより、診療ガイドラインに関する最新動向を把握し、作成者や利用者に向けて情報提供する。

## (6) 第3期事業（2021年度～）の検討

これまでの事業実績の振り返りや国内外の動向などを踏まえ、事業ビジョ

ンや目指すべき成果目標の設定およびそれを実現するための財政基盤や実行体制の検討、関係団体や関連する厚生労働科学研究班との連携の協議など、幅広く検討を行い、委託期間終了後の事業構想を企画・検討し、具体化する。

## 2. 運営委員会・部会等の開催

### (1) 運営委員会

- ・ EBM 医療情報事業運営委員会 2 回

### (2) 部会

- ・ 部会長連絡会議 4 回
- ・ 診療ガイドライン選定部会 4 回
- ・ 診療ガイドライン作成支援部会 4 回
- ・ 診療ガイドライン活用促進部会 4 回
- ・ 患者・市民支援部会 4 回

### (3) 専門部会

- ・ 診療ガイドライン評価専門部会 16 回
- ・ 診療ガイドライン作成支援専門部会 1 回

## 【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防や再発防止を促進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進する。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業についても推進する。

### I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業:2019 年度予算額 93,748 千円

#### 1. 事業の概要

医療事故の発生予防や再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は報告書、年報および医療安全情報として取りまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、ホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者に対する教育・研修等を実施する。

#### 2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

##### (1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。

## （２）医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回程度定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、分析する内容を様々な角度から3テーマ程度選定し、分析を行う。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析を行う。

## （３）情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

### ア、報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、本事業のホームページに掲載する。

### イ、医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回程度の頻度で作成し、事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く社会における情報共有を図るため本事業のホームページにも掲載する。

### ウ、事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

## 3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

### （１）ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加する全ての医療機関から発生件数情報を、また、そのうち事例情報の報告を希望する医療機関からはヒヤリ・ハット事例情報を収集する。さらに、歯科で発生したヒヤリ・ハット事例の収集について、厚生労働省と調整を行う。

### （２）ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に事例を

集計し、医療事故情報と併せて分析を行う。

### (3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

## 4. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

## 5. アンケート調査

事業参加医療機関に対し、成果物の活用や報告項目に関するアンケートを実施する。結果は事務局で集計し、総合評価部会で議論を行い、事業の改善に向けて検討する。

## 6. 医療安全に関する研修・講演等

### (1) 研修

事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用の促進や、医療事故情報

やヒヤリ・ハット事例情報の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

### (2) 講演

医療機関や医療関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知及び成果の還元を図る。

## 7. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回程度開催する。

## II. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：2019年度予算額 83,892千円

### 1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加している薬局からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析、提供を行う。

## 2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析及び提供

### (1) 参加を希望する薬局の登録

本事業への参加を希望する薬局の登録作業を円滑に進める。

### (2) ヒヤリ・ハット事例の収集

本事業に参加している薬局から、薬局で発生した事例や、疑義照会等、薬局で発見された事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。

### (3) 情報の分析・提供

医療安全の専門家等で構成される会議を開催し、収集したヒヤリ・ハット事例の分析および半年毎の報告事例を取りまとめた報告書の作成等を行う。以下の情報としてホームページに掲載し、医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

#### ア、報告書・年報

報告書は、半年間に報告された事例を集計し、作成、公表する。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。報告書の作成においては、分析する内容を様々な角度から3テーマ程度選定し、医療安全の専門家で構成される委員により、分析を行う。

#### イ、共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、毎月3事例程度選定し、ポイントを付して掲載する。

#### ウ、事例から学ぶ

年報・報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

#### エ、事例データベース

報告されたヒヤリ・ハット事例はホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

## 3. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

## 4. 報告しやすい環境の整備

参加薬局数の増加に伴い、薬局が報告しやすい環境を整備するため、報告システム側の項目などの改修を行う。そのため、専門家による会議を行い、報告項目

の検討を行う。

## 5. 医療安全に関する講演等

### (1) 研修

事業に参加している薬局を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、提供している情報の活用を促進することや、ヒヤリ・ハット事例の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

### (2) 講演

薬局や関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

## 6. 運営委員会及び薬局ヒヤリ・ハット総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年2～3回程度開催する。

## 【5】認定病院患者安全推進事業

認定病院患者安全推進事業については、会員からの医療事故および警鐘的・教訓的事例等を集積し、原因分析と有効な再発防止策を検討してその成果を還元し、患者安全の推進を目的とする。

### 1. 会員病院数

これまでの実績から、2019年度の会員病院見込数を1,400病院とする。

### 2. 年会費

年会費は、6万円とする。

### 3. 委員会・部会等活動

#### (1) 活動概要

事業計画や部会の設置等について審議するために運営委員会を開催する。また、協議会全体の活動方針の決定、各部会間の連携を促進するために企画調整会議を開催する。課題に応じた活動を展開するために部会を置き、各々年間3回程度開催する。

#### (2) 部会

2019年度の設置部会は、次のとおりとする。

- ・薬剤安全部会

- ・検査・処置・手術安全部会
- ・施設・環境・設備安全部会
- ・教育プログラム部会
- ・ジャーナル企画部会

なお、必要に応じて検討会を設置する。

#### 4. セミナー・フォーラム

部会・検討会の活動成果や、全国各地域で積極的に患者安全に取り組んでいる施設の状況などを会員・会員外に還元するために、次のセミナー・フォーラムを行う。開催場所は、各会員病院が参加しやすいように、計画的に各地域で開催する。

##### (1) セミナー

各部会・検討会の活動成果を還元するために、シンポジウム形式またはグループワーク形式のセミナー（無料）を開催する。また、テーマ別により内容を専門化したテーマ別セミナー（有料）を開催する。

##### (2) 地域フォーラム

全国各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院を幹事病院とする形式および各地域の病院団体との共催形式で、年間2回程度開催する。

##### (3) 全体フォーラム

協議会活動の重要事項について報告するとともに、協議会活動全般について成果を還元するために年1回開催する。

#### 5. 情報発信・活動成果の還元

部会・検討会の活動成果や、全国各地域で積極的に患者安全に取り組んでいる施設の状況などを会員・会員外に還元するために、機関誌「患者安全推進ジャーナル」を発行するほか、必要に応じて提言などの情報を適切に発信する。また、必要に応じて新規プログラムの開発も行う。

##### (1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

機関誌として年4回発行する。また、テーマを特化した内容のジャーナル別冊を年1回程度発行する。

##### (2) ホームページ

2016年度（平成28年度）に改修を行ったホームページの更新を行い、情報を適切に発信する。

##### (3) 提言

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じてまとめ、提言等として発信す



る。

#### (4) 教育プログラム開発

活動成果を総合的に検証し、教育プログラムとして開発を行う。

### 【6】教育研修事業

一部厚生労働省補助金事業：2019年度 予算額 14,405千円

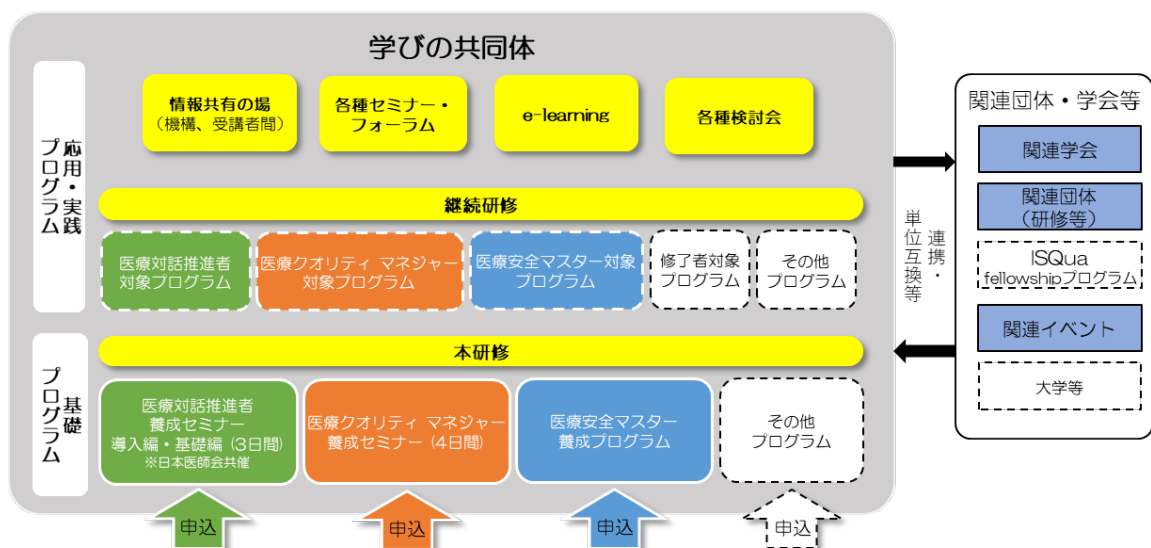
医療の質、安全に関わる体系的な知識を確実に習得し、継続的に学習する機会を確保することにより、我が国の医療の質と安全の向上に貢献することを目的とする。

#### 1. 委員会・部会の開催

教育研修事業の審議・検討するために運営委員会を開催する。なお、継続的に開催している教育研修のコンテンツや新たなプログラムの開発については、別途検討部会を設置し審議・検討を行う。また、医療対話推進者や医療クオリティ マネジャーの認定・更新するために更新審査部会を年2回程度開催する。

#### 2. 継続的な学習体制の提供

病院職員などが継続的に学習を行える環境、仕組みを整備するとともに、各種養成セミナー等の研修プログラムの充実を図る。



イメージ図：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み

- (1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナー（基礎プログラム）の実施  
年間3回：約180名の養成を行う。
- (2) 医療対話推進者養成セミナー（基礎プログラム）の実施  
導入編2回、基礎編8回：約240名の養成を行う。  
\*基礎編については、地方開催を2回実施する。

**(3) 医療安全マスター養成プログラムの実施**

医療安全の実務担当者を対象とした実践力強化プログラムを実施する。  
年間2回：約100名の養成を行う。

**(4) 継続研修（応用・実践プログラム）の実施**

医療クオリティ マネジャー養成セミナー、医療対話推進者養成セミナー修了者、医療安全マスター養成プログラムの修了者を対象とした継続研修を企画・実施する。

- ・各セミナー修了者向け 2回
- ・クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 4回
- ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 4回
- ・医療安全マスター養成プログラム修了者向け 2回

\*うち、地方開催を2回実施する。

**(5) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実**

eラーニングシステムを活用したセミナー前から後に至る学習の継続的な支援を実現するため、システムの効果的な運用を検討する。

新たな学習コンテンツの作成を行い、内容の充実を図る。

**3. セミナー修了者を対象とした認定・更新制度の運用**

医療クオリティ マネジャー養成セミナーおよび医療対話推進者養成セミナー修了者の知識、技術および資質の維持と向上を図ることを目的とした認定・更新制度の運用を適切に行う。

**4. 新たな研修プログラムの開発・実施**

**(1) 看護部長、コメディカル部門の責任者を対象とした研修(仮称)の実施(1回)**

看護部長、コメディカル部門の責任者を対象とした管理者研修の検討・試行を行う。

**(2) 教育研修フォーラム(仮称)の実施(1回)**

教育研修事業を総括するとともに、幅広く医療者教育における未来への展望等を語る場を企画・開催する。

**(3) 研修プログラムの開発に関する情報収集の適切な手段の検討**

**5. 特定機能病院管理者研修の実施 (厚生労働省補助金事業)**

特定機能病院の新たな承認要件に基づき、特定機能病院のさらなる医療安全確保を図るため、医療安全管理に精通した管理者・医療安全管理責任者を対象に研修を実施する。

- ・初回受講者向け 年間2回(約100名)

- ・前年度受講済み者向け 年間4回(約300名)

## 【7】その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 1. 国際連携の推進

#### (1) 第36回 国際医療の質学会(ISQua) 学術総会への参加

2019年10月20日～23日にケープタウン(南アフリカ共和国)で開催される、第36回国際医療の質学術総会に演題を登録して発表を行う。

併せて、学会に参加する海外の専門家、様々な団体との交流を通じて「医療の質と安全の向上」に関わる世界各国の最新情報を収集する。

#### (2) 海外の医療機能評価に関わる組織との連携

米国、カナダ、オーストラリア等を始め、世界各国の医療機能評価に関する情報を収集するとともに、評価機構からも情報を発信して相互の交流を深め、今後の事業の検討や開発に活用する。

### 2. 広報活動の推進

引き続き、評価機構のWebサイト、各種リーフレット、記者会見の開催等により、適時に各事業の情報発信を行う。

### 3. 業務運営の質の向上

中期事業計画に沿って、評価機構の業務運営全般に亘る質改善プロセスの確立とリスク管理の強化を推進する。業務の効率性、生産性向上のためのIT技術の活用を含めて業務の継続的な見直しを行う。また、引き続き人材の育成に注力し、職員の成長を通じて創造的で自由闊達な組織文化の醸成を図る。

### 4. 財務基盤の整備

安定的な事業運営には強固な財務基盤が不可欠であることを踏まえて、経費の縮減に努めるとともに、計画的に特定費用準備資金等を積み立てるなど、中長期的な視野で基盤を強化して、積極的な事業展開や職員が活力をもって働ける環境の整備などを進める。

### 5. 新たな取り組み

医療の質向上のための体制整備等の取り組みについて、将来の事業化を見据えて厚生労働省や各関係団体等との連携・調整を行っていく。

## 6. 機構職員数

( ) は出向者(内数)

(平成31年1月22日現在)

区 分	常勤	契約	派遣	計	客員研究 主幹、客 員研究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2 (1)			2			2
統括調整役	1			1			1
総務部	6 (2)	1	1	8	2	1	11
評価事業推進部	9	1	3	13	2	1	16
評価事業審査部	19		2	21	1		22
教育研修事業部	9		3	12			12
産科医療補償制度 運営部	44 (13)	11	10	65	20	1	86
EBM医療情報部	7		3	10	4		14
医療事故防止事業 部	6	1	3	10	1		11
合 計	103 (16)	14	25	142	30	3	175